地域自治組織の多様な支え手づくり支援業務仕様書

1　業務の主旨・目的

地域自治組織では、役員など活動の担い手となる人材の確保は、その自律的な取組により、構成員を中心に行われてきた。しかしながら、単身世帯の増加や女性・高齢者雇用の増加等、ライフスタイル・価値観の多様化により、役員の不足や高齢化などが進展し、活動の継続が困難になりつつある。

このことから、本業務では、新たに企業の社会貢献活動、特定の役割を担うサポーター（プロボノなど）やボランティア、若い世代の参画など、「できるときに、できること」で地域活動に関わり支えてくれる存在である「支え手」の確保について、ニーズや課題把握に努めるとともに、多様な支え手の参画や連携を促し、現場ニーズの充足や地域課題の解決を図るための方策を検討することを目的とする。

※地域自治組織…地区の生活や暮らしを守るため、地区で暮らす人々が中心となって形成され、ボランティア団体、ＮＰＯ法人、学校、ＰＴＡ、企業等の多様な主体と協力し、住民相互の親睦や地域課題の解決に取り組むために組織された団体で、概ね小学校区単位で活動を行っている市内２８団体を指す。

2　委託業務名

地域自治組織の多様な支え手づくり支援業務

3　委託業務内容

(1)　地域自治組織へのヒアリング調査（５団体程度）

地域自治組織の支え手確保に関する方策の可能性について、実態とニーズを把握するため、次の項目について、対話を交えたヒアリングを実施する。

また、ヒアリングと併せて、ヒアリング対象団体の状況に合わせて参考となる多様な支え手づくりの先進事例等の紹介を行うこと。

なお、ヒアリングの対象となる団体及びヒアリング項目は廿日市市と協議して決定する。

ア　企業との連携、社会貢献活動等の活用

イ　サポーター・ボランティア等の募集

ウ　若い世代の参画

(2)　企業へのヒアリング調査（５団体程度）

企業側の社会貢献活動に対する意識、実績等を、対話を交えたヒアリングにより把握し、地域自治組織側のニーズや課題等とのマッチング可能性を検証する。

また、ヒアリング対象となる団体及びヒアリング項目は廿日市市と協議して決定する。

ア　社会貢献活動の取組状況、意向の確認

イ　地域自治組織側のニーズや課題等とのマッチング可能性の検証

(3)　取りまとめと企画立案

ヒアリング調査の内容、支え手づくりに繋がるマッチングの可能性、課題等を取りまとめ、次年度に向けた支え手づくりに関する具体的な方策の企画立案を行う。

ア　業務の実施内容の取りまとめと業務報告書の作成

イ　次年度に向けた企画書の作成

4　実施場所

廿日市市内及び任意の市外各所

5　業務委託期間

契約締結日から令和７年２月２８日（金）まで

6　スケジュール

スケジュール（案）は、次の表のとおり。

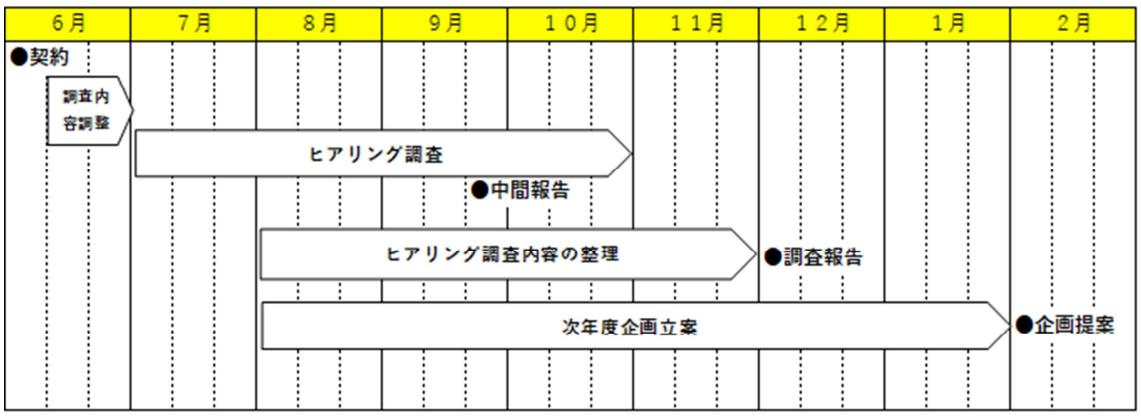

7　個人情報の保護

本業務を通じて取得した個人情報については、廿日市市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和４年１２月２３日条例第３７号)及び関係法令等に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

8　再委託

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない（参加表明書によりあらかじめ提出された連携事業者を除く。）ただし、あらかじめ書面によりその旨を市に申請し承諾を得た場合は、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。

9　成果物

本業務における成果物は、次のとおりとする。

なお、いずれも書面１部と電子データ（DVD-R 又は CD-R に格納のこと。）を納品すること。

(1)　業務報告書
(2)　次年度に向けた企画書
(3)　打ち合わせ議事録、その他使用した資料

10　受託者の秘密保持義務

(1)　受託者は、廿日市市から秘密と指定された事項及びこの契約に関して知り得た廿日市市の秘密を第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、当該秘密が次に掲げる情報に該当する場合は、この限りではない。
ア　業務契約に違反することなく、開示の時点で既に公知となった情報
イ　秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
ウ　相手方からの情報によらず、独自に開発された情報

(2)　受託者は、自己の業務従事者その他関係人について(1)の義務を遵守させるために必要な措置を講じるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に廿日市市の承諾を受けなければならない。

(3)　(2)の規定は、業務契約終了後も有効とし、これらの規定に違反した事実が判明した場合、廿日市市は受託者に対し、契約違約金を請求することができる。

(4)　受託者の秘密保持義務の細則が特に必要な場合は、別途覚書でこれを定める。

11　留意事項等

(1)　委託業務の実施に当たっては、廿日市市と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、その指示に従って業務を進めること。

(2)　業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこと。

(3)　本業務における成果品及び中間生成物に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２７条及び第２８条に定められた権利を含む。）は、廿日市市に帰属するものとする。成果品は、廿日市市が作成するホームページや印刷物等に自由に使用できるものとする。

(4)　本業務仕様書に定めのない事項については、受託者は廿日市市と協議し、その指示に従うこと。